

機関番号：14301
 研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2008～2010
 課題番号：20530088
 研究課題名(和文) インターネットでの表現活動に関する諸主体の法的責任の明確化
 研究課題名(英文) Legal responsibility of the various actors who take part in the expressive activities in the internet
 研究代表者 毛利 透
 (MORI TORU)
 京都大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：60219962

研究成果の概要(和文)： インターネット上の表現活動には、表現者だけでなく、回線を接続するプロバイダや書き込みの場を与える掲示板の運営者など、様々な主体が関与する。彼らが違法な表現行為についてどのような法的責任を負うのかは、早急な理論的整理が求められているテーマである。本研究では、ドイツの判例学説を主な比較の対象としつつ、この問題に詳細に取り組み、特に他者の投稿を公表する場を設けるホスト・プロバイダの責任について、匿名の投稿を許すことと法的責任の範囲との関係を中心に、運営ページの営利性やプロバイダ自身の先行言説の影響などもふまえた詳細な検討を行った。

研究成果の概要(英文)： Various actors take part in the expressive activities in the internet. For example, the work of access providers and host providers makes them possible. They can be sued for their help to the authors of illegal expression. The range of the providers' responsibility is not clear, however. This study has tried to solve this problem. I have referred to the German court decisions and articles, which developed the theories about the responsibility of providers in detail. I have studied especially the responsibility of host providers who enable authors to write their articles anonymously.

交付決定額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2008年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 2009年度 | 900,000 | 270,000 | 1,170,000 |
| 2010年度 | 900,000 | 270,000 | 1,170,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 2,600,000 | 780,000 | 3,380,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：公法学、インターネット、表現の自由、情報法

1. 研究開始当初の背景

(1) インターネットは、マスメディアや多くの一般市民にとって、今日すでに不可欠の表現媒体として定着している。しかし、従来の法体系では処理しきれない様々な問題を提起しているのも事実である。特に、インターネット内での違法な表現活動が誰にどのような法的責任を発生させるのかについて

は、まだ議論は端緒的段階にとどまっている。

これまで表現活動の媒体として想定されてきたのは紙や電波であるが、インターネットはまったく新しい形で一般市民の表現活動の可能性を格段に広げた。だが、この活動は表現者だけの力で可能となっているものではなく、ある表現をインターネットで流通させるためにはアクセス・プロバイダやいわ

ゆる掲示板の設営者（掲示板への書き込みのとき。ホスト・プロバイダとも呼ばれる）など、多くの者の関与が必要となる。しかもインターネットでの表現は匿名でなされることが多く表現者を特定することが困難であるため、表現によって被害を受けた者は、それを広めるのを助けたことを理由として各種の関与者の責任を問うことになりがちである。他方、このような責任を広く認めすぎれば、多くの一般市民に表現の場を提供するというインターネットの特性が害されかねない。この緊張した関係のなかで、表現活動への関与者が被害者に対し、どのような場合にどのような限度で責任を負うと考えるべきなのか。

(2) むろん、日本ではいわゆるプロバイダ責任制限法によりこの問題に一応の法的決着がつけられている。しかし、この法律は責任制限の対象となる特定電気通信役務提供者（プロバイダ）を、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信用の設備を他人の通信の用に供する者と広く定義している（同法2条）。したがって、いかなる場合に同法の定める要件、たとえば自らの行った「情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができた」と認めに足りる相当の理由があるとき（同法3条1項2号）という要件が満たされるのかを一般的に述べることは、非常に難しい。問題となるプロバイダがいかなるサービスを行っているか、いかなる注意義務を課されるべき存在かについて、きめの細かい議論が必要になるはずであるが、このような議論は未発達である。

2. 研究の目的

(1) 1. で述べたような状況に対し、日本の法運用に有意義な指針を与えるためにも、まずドイツの法律規定の立法経緯について調べるとともに、その運用実態を豊富な判例をもとに調査する。もちろん、判例に批判的な学説にも注意を払う。そして、インターネットでの表現活動を表現の自由論の観点からどう評価すべきかという視点を軸に、ドイツの議論を整理し、日本での法解釈の示唆を得る。これが研究の中心目的である。

(2) ただし、インターネットでの活動は非常に多岐にわたっているため、研究成果をあげるためには何らかの視覚の限定は必要になる。本研究は、インターネットにおける諸活動の中でも特に表現活動に焦点をあて、法的責任問題に取り組もうとする。この限定は、インターネット内での法的問題の多くが、著作権違反や名誉毀損、わいせつ表現といっ

た違法な表現をめぐるものであるということから正当化できるだろう。

さらに、研究代表者（以下、私と表記）はかねてより表現の自由論に関心をもって研究を進めてきており、その知見をインターネットという新しい表現媒体に応用することにより、多大な研究成果を期待できると考える。インターネットの発展は、表現の自由論の原理的問題にも大きな挑戦を投げかけており（たとえば、匿名言論の非常な増大は、自由な民主政にとって望ましいことなのか、など）、個別の法的責任確定問題を議論する際にも、このような原理論的視点を欠かすことはできない。私はまさにこのような視点をもって、研究に取り組もうと考えた。

(3) 私は2006年8月から1年間、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団の奨学研究生として、ドイツのフランクフルト・アム・マイン大学で在外研究を行った。研究テーマは「メディア法と民主政」であり、急速に変化しつつあるメディア環境のなかで健全な民主政治を維持・発展させていくにはどのような法的規律が必要となるかを考えようとした。現地ではインターネットについての法的規律についても議論が進行中であり、私の滞独中に新法である「テレメディア法（Telemediengesetz）」が成立したりした。また、連邦最高裁判所が、第3者が提供した情報を自己のページ上に掲載する、いわゆるホスト・プロバイダが違法な情報について被害者に対して負うべき削除義務について、その責任を広げる形での判決をいくつか出しており、議論を呼んでいた。私は、このようなドイツでの議論状況に興味を抱き、かつそれが日本法での責任問題を考えるにあたっても有益な示唆を与えるものであると考えた。

ドイツの法制度はEU指令の国内法化との性質をもつが、その特徴は第3者の情報についてのプロバイダの責任を、それがなす行為に応じて細かく規定していることであり、しかも第3者の情報を削除する義務にはまた別の規律を行うということになっている（テレメディア法7条から10条）。これら諸規定の運用によって、直接の表現者ではない者に対する各種の責任追及を、事案の諸事情を考慮しつつも一定の基準に沿って行うことが容易になる。それぞれの場合にどれだけの注意義務を課すことが適切なのかにつき、きめ細かな解釈論を展開することが可能なのであり、実際、日本よりはるかに緻密な議論が行われている。

(4) 本研究は、3年間にわたってこのようなドイツの議論・判例動向を綿密に調査することを基礎にしつつ、さらに目を他の欧米諸

国にも広げながら、日本で今後インターネット法制が適切に進展していくために欠かせない解釈論の基盤を構築することを目的とする。上に述べたような理論状況からして、ドイツの現状を深く理解し紹介するだけでも意義があると考えられるが、本研究はむしろそれだけでなく、より広い比較法的視野をもって、適切な法制度のあり方を探ろうとするものである。議論が端緒についたばかりのプロバイダ責任制限法の解釈・運用に資するところは大きいはずである。

3. 研究の方法

基本的に文献研究として進めた。ドイツの新しいメディアと法に関する雑誌のバックナンバーをそろえ、単行本も系統的に購入した。また、日本の新聞記者や、インターネット上の言論についての訴訟を手掛けている弁護士に、新しいメディアの可能性と問題点についてインタビューして、実務の視点を取り入れることにも努めた。

4. 研究成果

(1) ドイツでは、1997年にテレサービス法が制定され、第三者の表現についてのプロバイダの責任について法的規律がなされた。ただし、この法律の規定は概括的であった。その後、同法はEC指令の国内法化として2001年に改正され、各種のプロバイダを類型化して責任範囲を規定する方式となった。その後、連邦と州の権限分配を変更し、2007年にはテレメディア法が制定されたが、プロバイダ責任についての内容は変わっていない。

(2) ドイツで特に問題となっているのは、第三者が投稿した情報を他人のために保存する、いわゆるホスト・プロバイダ（以下HPと略する）である。オークション・サイトや掲示板の運営者がこれにあたる。HPの責任について規定する条文が、HPが第三者の「違法な行為を知っていないかまたは情報を知っていない」場合に責任を負わないと規定していることにつき、違法性の認識が「情報」の場合に不要とされていることが問題視されている。EC指令との適合性のほか、法的判断能力に乏しいHPも救済すべきかという実質的判断が問題となる。

(3) ドイツでは、プロバイダ責任を広く認めようとする下級審判決が多い。その一つの手法が、HPのページで公表される情報をそもそも第三者の情報ではなく自己の情報だとみなし、全面的に責任を負わせる解釈である。連邦通常裁判所は、HPによる審査ぬきで公表される情報はHP自身の情報とは認められな

いと判示したが、下級審では、匿名の投稿を認め、しかもページ運営によって利益を得ているHPは、そのページの内容すべてについて責任を負うべきだという考えが根強く主張されている。

(4) さらに、テレメディア法の責任制限が、プロバイダが「妨害者」として妨害排除・差止請求の相手方として負う責任については適用されないという連邦通常裁判所判決により、HPの責任範囲は実質的に広まった。「妨害者」としてどのような責任を負うかは、民法解釈に委ねられることになり、そこでは、HPにどの程度の審査義務を課すべきかについての解釈者の実質的判断が大きな意味を持つことになる。連邦通常裁判所は、オークション・サイトと掲示板の場合で審査義務の程度を変えない姿勢を示しているが、批判も存在する。下級審では、掲示板を一種の危険物とみなし、それを設置したHPに高い監視義務を課すことも許されるという判決も根強くある。そこでも、匿名表現の場をどのように評価するかが判断の大きな分かれ目となっている。

(5) 日本では、(3)や(4)で示した解釈論はそれ自体としては主張されていないが、掲示板を一種の危険物とみる理解は、いくつかの判決からうかがうことができる。これに対し、連邦通常裁判所は近年の判決で匿名表現の価値を正面から認める姿勢を示しており、興味深い。このような対立を詳しく分析し、抽象的に有益か危険かを論ずるのではなく、具体的場面に応じてHPに要求できることを類型化していくべきであろう。その際の考慮要素を、ドイツの判例・学説の検討から得ることができた。

(6) なお、この研究の直接の成果をまとめた論文は、ほぼ執筆を終えているが、本報告書作成段階では未公表である。以下の研究成果は、表現の自由論の原理的・歴史的考察や、日本の立法・行政のインターネットへの対応やその活用状況を検討するものである。これらは、本研究の基礎理論を固めなおすことや、日本の実務の状況を調査するという点で、本研究と密接に関連しており、本研究の直接の成果をまとめるうえでも有益であった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

① 毛利透、アメリカ憲法における表現の自由論の歴史的展開、聖学院大学総合研究所紀要

- (査読無)、49号(2011)、13-37ページ
②毛利透、基本法による行政統制、公法研究
(査読無)、72号(2010)、87-99ページ
③Toru Mori, Die Geschichte des Begriffs
“Schmähkritik”, Der Staat (査読有),
vol. 47 (2008), at 258-276

〔学会発表〕(計 2件)

- ①毛利透、「行政権開放の諸形態とその法理」、
日本法哲学会(2010年11月21日、西南学院
大学)
②毛利透、「基本法による行政統制」、日本公
法学会(2009年10月11日、京都大学)

〔図書〕(計 2件)

- ①毛利透、他、自由への問い3 公共性(阪
口正二郎 編)、岩波書店、2010、44-75 ペ
ージを執筆
②毛利透、表現の自由 — その公共性とも
ろさについて、岩波書店、2008、349 ページ

6. 研究組織

(1) 研究代表者

毛利 透 (MORI TORU)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60219962

(2) 研究分担者

該当者なし

(3) 連携研究者

該当者なし